

府中市コンプライアンス推進基本方針

令和 7 年 4 月

府 中 市

府中市コンプライアンス推進基本方針の策定に当たって

本市では、令和２年６月に職員が官製談合防止法違反により逮捕される衝撃的な事件がありました。あの日のことは忘れることができません。

信頼を失うのは一瞬ですが、信頼を築くには多大なる時間と努力が必要であることは、これまで痛いほど感じてきました。不正はもう二度と起こさない、不正は絶対に許さないと決意しています。

この事件以降、官製談合再発防止対策に基づき、様々な取組を進めてきましたが、市民との協働によるまちづくりを推進する本市においては、単なる再発防止に^{とど}まらない、より広い意味でのコンプライアンスの推進が求められます。そこで、市民の皆さまの期待や社会的要請に応え、より良い仕事をするすることで、公務に対する信頼を確保することを目指して、コンプライアンス推進基本方針を策定しました。

この基本方針に基づき、職員一人一人が誠実かつ能動的に職務を遂行し、全庁一丸となって本市の更なるコンプライアンスの推進に向けて取り組んでいきます。

令和７年４月 府中市長 高野 律雄

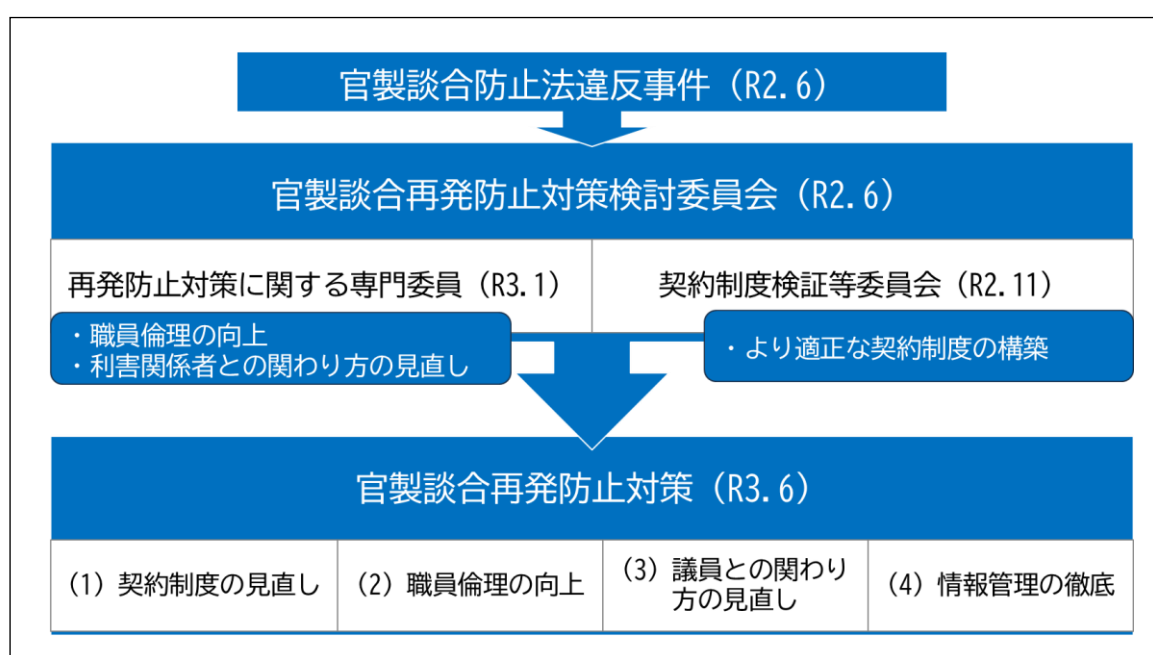
目 次

1	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	基本方針の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	コンプライアンス推進の考え方・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4	コンプライアンス推進の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
5	コンプライアンス推進行動指針・・・・・・・・・・・・・・	P 4
6	コンプライアンス推進に係る主な取組・・・・・・・・・・	P 6
7	推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

1 策定の趣旨

本市では、令和2年6月に職員が逮捕・起訴された官製談合防止法違反事件を受け、官製談合再発防止対策検討委員会を設置し、外部有識者の意見を踏まえて、令和3年6月に官製談合再発防止対策を策定しました。

再発防止対策は、契約制度の見直し、職員倫理の向上、議員との関わり方の見直し及び情報管理の徹底の4つの項目を柱とし、これらの項目に基づき、各種取組を実施してきました。



「官製談合防止法違反事件と再発防止対策の策定」

今後も、当該事件の風化及び再発の防止のため、これまでに講じてきた再発防止対策を継続するとともに、自治体運営全般において欠かせないコンプライアンスを全庁で推進する必要があります。そのため、法令遵守はもとより、市民の期待や社会的要請への適応といった観点を含めた広い意味でコンプライアンスを捉え、全庁で推進するため、コンプライアンス推進基本方針を策定し、職員が意識すべき行動指針やコンプライアンス推進のための主な取組等を定めるものです。

2 基本方針の対象者

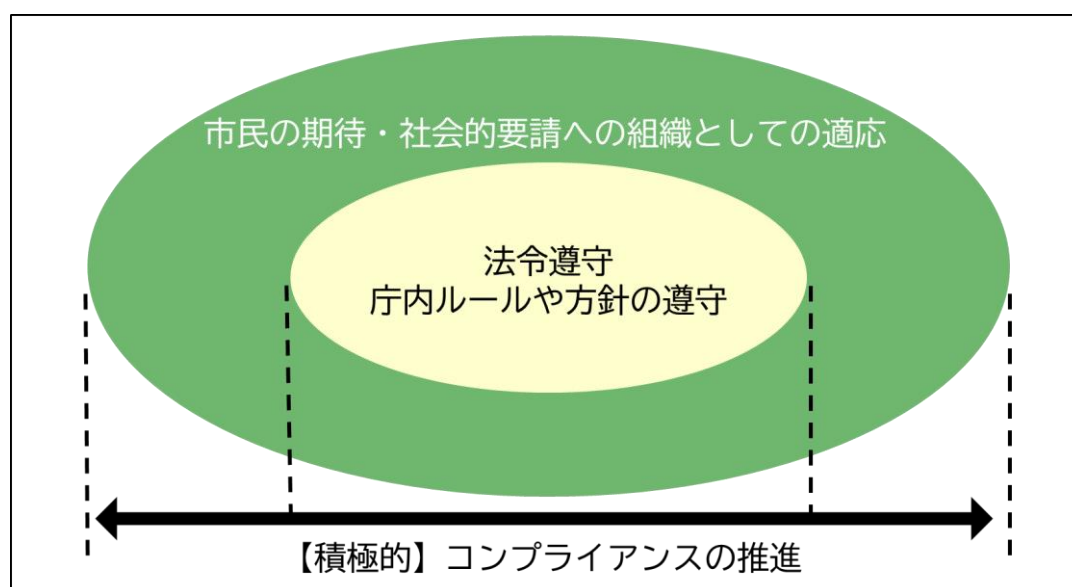
本市職員のうち、一般職の職員（会計年度任用職員を含む。）及び特別職の職員（市長、副市長、教育長及び常勤監査委員に限る。）を対象とします。

なお、特別職の職員については、一般職の職員と適用される法令が異なる場合がありますが、本基本方針の趣旨を踏まえて行動するものとしします。

3 コンプライアンス推進の考え方

本市においては、次の2つで構成される積極的な意味を持つコンプライアンスを推進します。

- (1) 法令等のもとより、庁内で定められたルールや組織で決定した方針等を遵守すること。
- (2) 市民が期待する市政を実現するため、能動的かつ誠実に職務を遂行し、より良い仕事をする事。



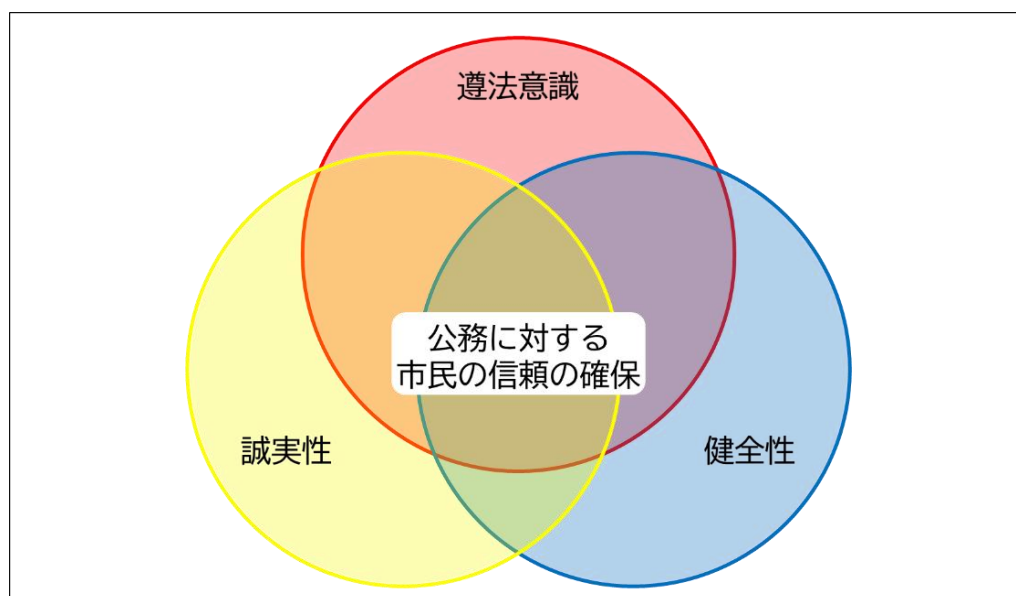
「コンプライアンス推進の考え方」

4 コンプライアンス推進の目的

「コンプライアンスの推進により、公務に対する市民の信頼を確保する」

円滑な市政運営には、市民との信頼関係が欠かせません。

信頼は、職員一人一人の遵法意識、一つ一つの業務に真摯に取り組む誠実性、そして、公平・公正で健全な市政運営から成り立っています。私たちの行動が、市政に対する評価を決定付けることを自覚し、一丸となってコンプライアンスの推進を図ることで、「公務に対する市民の信頼」（府中市職員倫理規程第1条）を確保します。



「コンプライアンス推進の目的のイメージ」

5 コンプライアンス推進行動指針

コンプライアンス推進の目的を達成するため、次のとおり、職員一人一人が行動する際に意識しなければならない指針を定めます。

(1) 遵法意識に係る行動指針

ア 地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令等を十分に理解した上で、適正に業務を遂行します。

イ 業務執行について定めた具体的なルールや組織で決定した方針等に従い、適正に業務を執行します。

ウ コンプライアンス上の疑義が生じた場合は、事業の達成よりコンプライアンスの遵守を優先します。

(2) 誠実性に係る行動指針

ア 市民への誠実な対応を実現するために、自らを律し、高い規範意識を保持します。

イ 全体の奉仕者であることを自覚し、公平・公正な業務執行を行います。

ウ 市政に対する市民の期待に応えるため、能動的かつ自律的な業務改善に努めます。

エ 自らの行動について、市民に対して自信をもって説明が果たせるか、常に自問します。

(3) 健全性に係る行動指針

ア 組織目標や課題を職員全体で共有します。

イ 問題は一人で抱え込まず、適切な権限を有する上司や同僚等の職員に相談します。

ウ 課題やトラブルに対しては、個人ではなく、組織として対応を行います。

エ 自由で率直な意見交換のできる職場風土を醸成します。

オ 市民に適切に情報を開示し、透明性のある市政運営を行います。

カ コンプライアンスに関する事件・事故やその再発防止対策について庁内で議論し、適切に公表します。

6 コンプライアンス推進に係る主な取組

コンプライアンス推進の目的を達成するための主な取組は、次のとおりです。

(1) 遵法意識に係る主な取組

ア 事務執行のチェック機能の強化

各課の業務特性に応じたコンプライアンス上の課題や留意点を洗い出し、不正の未然防止に資するチェック体制を確保します。

イ 職員の法務能力の向上

職員全体の法的知識の向上のため、法務研修等の充実や法務検定の導入により、適正な事務処理の徹底を図ります。

ウ 契約制度の適切な運用

官製談合再発防止対策に基づき見直しを行った契約制度を適切に運用します。

エ 公有財産等の適切な管理

金銭・物品・施設・文書・公印・情報・システム等の公有財産等の管理方法の見直しやシステム構築により、物理的に不正が起きにくい環境づくりを推進します。

オ コンプライアンス相談窓口の整理・拡充

法的見地から各課の事務に助言できるよう、コンプライアンス相談の窓口を整理・拡充し、適正に対応します。

(2) 誠実性に係る主な取組

ア 事件の風化防止

コンプライアンス推進月間の取組やコンプライアンス通信の発行により、官製談合防止法違反事件の風化防止とコンプライアンス意識を啓発します。

イ コンプライアンス意識の更なる向上

コンプライアンス研修の実施や、期首・期末面談時等の機会を捉えたコンプライアンスチェックの実施により、定期的に職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

ウ 職員倫理規程等の遵守

職員倫理規程や議員への対応に係る行動基準の遵守を徹底します。

エ 組織的な業務改善

事務執行のチェック機能により抽出されたコンプライアンスの課題に対して業務改善を実施します。

(3) 健全性に係る主な取組

ア 事件・事故の共有と再発防止

コンプライアンスに関する事件・事故情報の報告・共有体制を確立し、迅速な初期対応及び組織的な情報共有を行います。また、発生後は速やかに同様の事件・事故を発生させないように、その発生要因や課題を分析・共有し、全庁的な再発防止に取り組みます。

イ 安心できる職場環境の確保

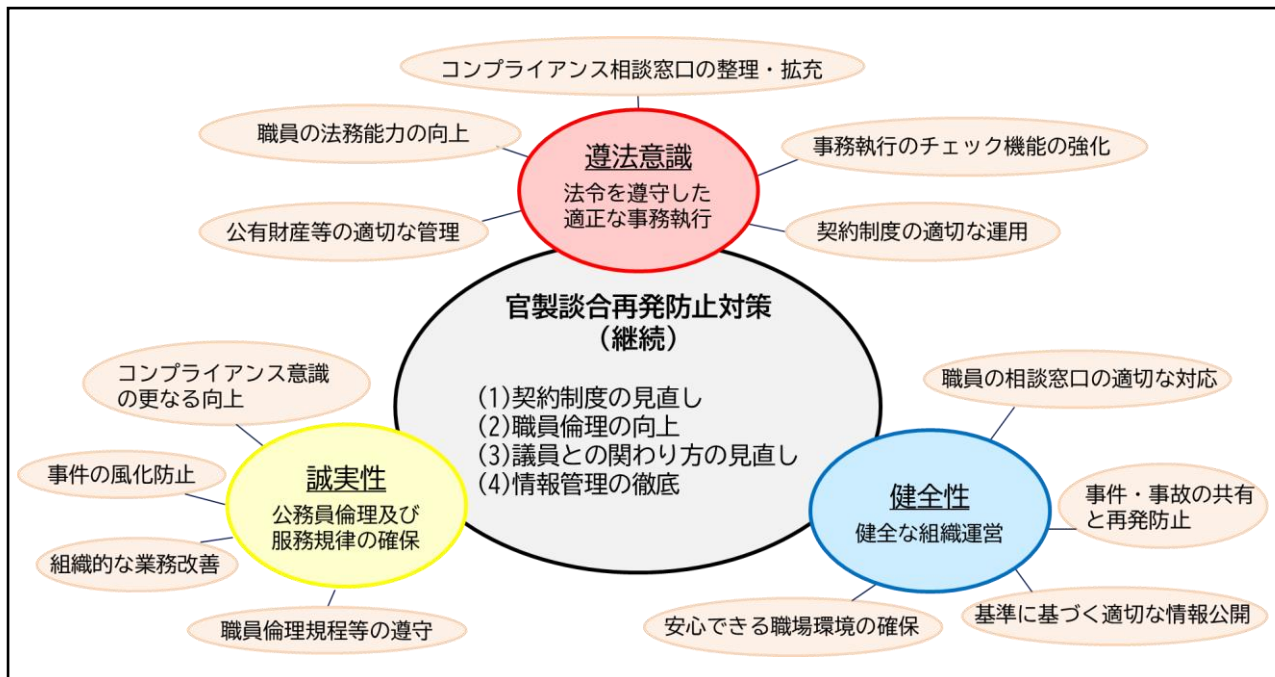
各種ハラスメントを根絶し、職員が安心して活躍できる職場環境を確保します。

ウ 職員の相談窓口の適切な対応

公益通報及びハラスメント相談について、公正かつ適正な対応を行います。

エ 基準に基づく適切な情報公開

事件・事故の公表基準を策定し、適切に情報公開を行うことで、透明性の高い市政運営を実現します。



「官製談合再発防止対策と主な取組の関係性」

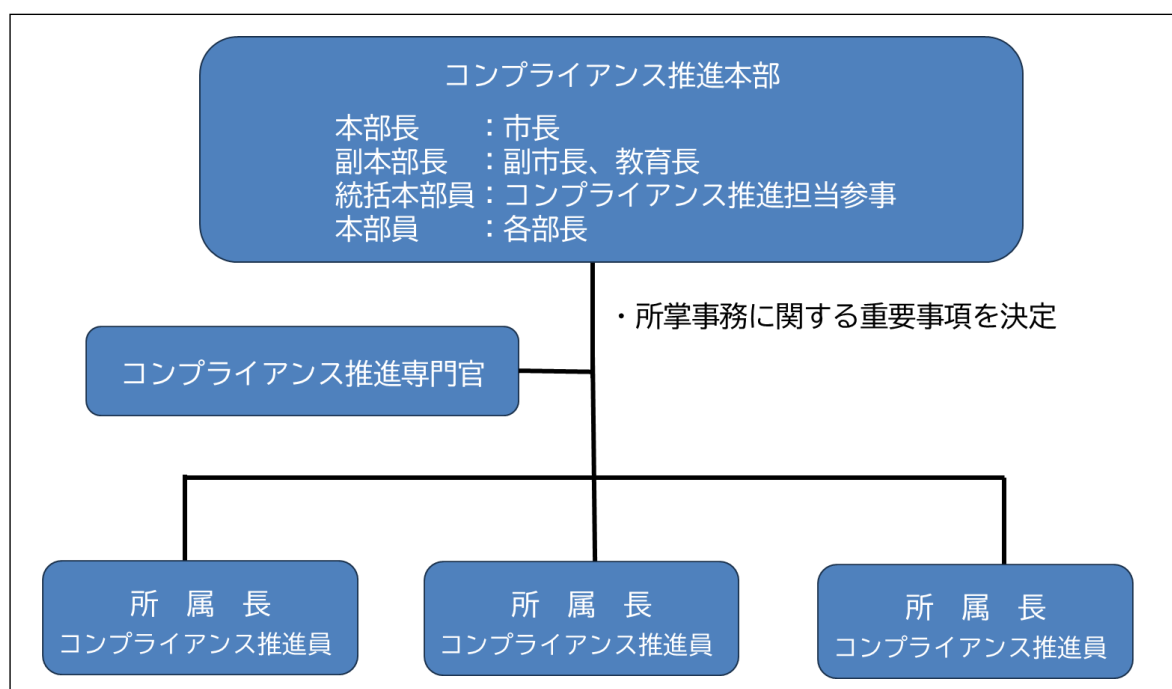
7 推進体制等

次のとおり、コンプライアンス推進本部を中心に、PDCAサイクルにより、コンプライアンスを推進します。

(1) コンプライアンス推進本部

コンプライアンス推進本部は、本市のコンプライアンス推進の中心となる機関であり、自治体運営全般におけるコンプライアンスの推進（官製談合再発防止対策を含む。）に関する重要事項を決定します。

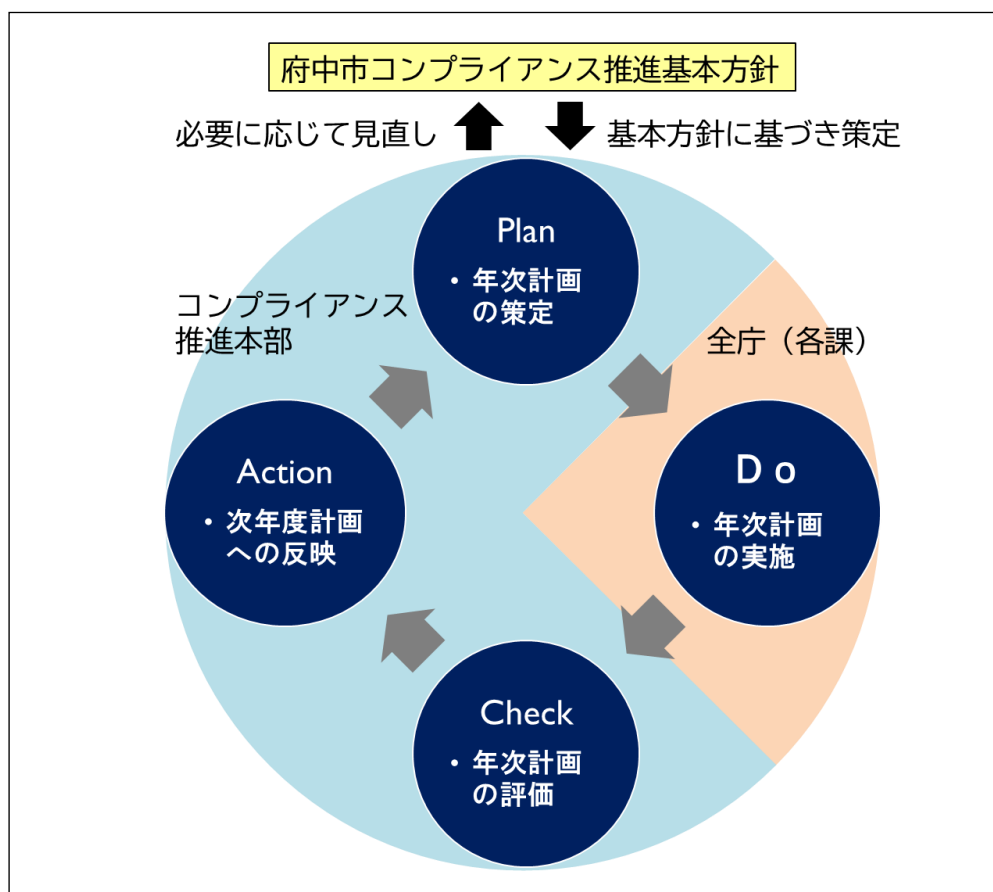
また、各所属においては、所属長とともに、係長級のコンプライアンス推進員を設置し、本部で決定した取組を各所属において推進する役割を担います。



「コンプライアンスの推進体制」

(2) P D C Aサイクルによる推進

コンプライアンス推進基本方針に基づき、コンプライアンス推進本部において年次計画を策定します。年次計画に基づき取組を実施するとともに、取組の評価と次年度計画への反映を行うP D C Aサイクルにより、本市のコンプライアンスを推進します。



「コンプライアンス推進のP D C Aサイクル」